

令和3年度

高森町一般会計補正予算（第13号）  
概要書

---

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業

- 住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の給付金を支給します。

### 【支給対象者】

#### ①住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。（※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）

#### ②家計急変者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。

【給付額】 1世帯当たり10万円

### 【給付の方法】

- ①**住民税非課税世帯**については、対象世帯に支給案内通知書と確認書を送付し、確認書受理後に支給決定を行い、**指定口座への振込**を行う。
- ②**家計急変者**については、**役場に申請書を提出**してもらい、受付後、支給要件を確認し、**該当すれば支給**を行う。



事業費	補助額	一般財源
1億3,300万円	1億3,300万円	0円

## 公共土木施設災害復旧事業

●令和3年8月豪雨で被災した公共土木施設の災害復旧工事(2箇所)を行います。

【被害状況】



大切畑・下切線



灰原・芹口線

※災害復旧事業債を活用予定（充当率：100%、交付税措置率：95%）

事業費	補助額	起債借入額	交付税措置	実質負担
1,200万円	719万円	480万円	456万円	25万円